

京都市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 80 号

京都市物品会計規則の一部を改正する規則

京都市物品会計規則の一部を次のように改正する。

第25条第3項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とする。

別表第1区役所及び区役所支所の項中「区民部総務課長」を「地域力推進室総務・防災課長」に改め、教育委員会の所管に属する教育機関（学校を除く。）の項中「学校」の右に「及び図書館」を加え、教育委員会の所管に属する学校の項の次に次の1項を加える。

図	書	館	教育委員会事務局生涯学習部施設運営課長
---	---	---	---------------------

別表第2行財政局の項中

「

サービス事業推進室	企	画	係	長	を
-----------	---	---	---	---	---

」

「

サービス事業推進室	企	画	係	長	に、
防災危機管理室	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長				

」

「

財	政	課	調	整	係	長	を
---	---	---	---	---	---	---	---

」

「

財	政	課	調	整	係	長	に、			
経	営	改	革	課	改	革		調	整	係

」

歴 史 資 料 館	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長
芸 術 大 学 事 務 局	整備改革推進室 庶務係長（行財政局長が別に定める事務に係るものにあつては、広報係長）
	教務学生支援室 学生支援係長（行財政局長が別に定める事務に係るものにあつては、事業推進係長及び資料係長）

を

歴 史 資 料 館	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長
-----------	---------------------

に改め、同表

総合企画局の項中「総合企画局政策調整・広報担当局長」を「総合企画局長」に改め、同

表文化市民局の項中

男女共同参画推進課

企

画

係

長

を

男女共同参画推進課

計

画

推

進

係

長

に、

市 民 生 活 部	区 政 推 進 課	企 画 係 長
	地 域 づ くり 推 進 課	地 域 振 興 係 長
	く ら し 安 全 推 進 課	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長
	人 権 文 化 推 進 課	企 画 係 長
	消 費 生 活 総 合 セ ン タ ー	消 費 生 活 係 長

を

地域自治推進室		企画係長
市民生活部	くらし安全推進課	くらし安全係長
	人権文化推進課	企画係長
	消費生活総合センター	消費生活係長

に改め、

国民文化祭推進課	企画係長	を削り、
----------	------	------

市民スポーツ振興室	スポーツ企画課	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長
	スポーツ振興課	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長

を

市民スポーツ振興室	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長
-----------	---------------------

に改め、同表

産業観光局の項中

観光部	観光企画課	企画係長
	観光振興課	観光事業係長

を

観光MICE推進室	調整係長
-----------	------

に、「副所長又

は所長補佐」を「商工部産業総務課庶務係長」に改め、同表保健福祉局の項中

保健福祉部	保健福祉総務課	計 理 係 長
	監 査 指 導 課	監 査 指 導 係 長
	障 害 保 健 福 祉 課	企 画 係 長

を

保健福祉部	保健福祉総務課	庶 務 係 長
	監 査 指 導 課	監 査 指 導 係 長
障 害 保 健 福 祉 推 進 室		企 画 係 長

に、

児童福祉センター	総 務 課 庶 務 係 長
----------	---------------

を

児童福祉センター	総 務 課	企 画 係 長
	第二児童福祉センター	庶 務 係 長

に改め、同表

都市計画局の項中

すまいまちづくり課	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長
住 宅 整 備 課	事 業 推 進 係 長

を

すまいまちづくり課	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長
-----------	---------------------

に改め、同表建設局の

「
 項中

土	木	事	務	所	事	務	係	長
---	---	---	---	---	---	---	---	---

 を

土木事務所（京北・左京山間部土木事務所を除く。）	事 務 係 長
京北・左京山間部土木事務所	管 理 係 長

に改め、同表

会計室の項中「庶務係長」を「出納係長」に改め、同表北区役所、上京区役所、中京区役所及び西京区役所の項及び左京区役所、山科区役所、下京区役所、南区役所及び伏見区役所の項中

区民部	総 務 課	庶 務 係 長
	まちづくり推進課	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長
	市 民 窓 口 課	記 録 係 長
	市 民 税 課	市 民 税 係 長
	固 定 資 産 税 課	土 地 係 長
	納 税 課	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長

を

地 域 力 推 進 室	庶務係長（区長が別に定める事務に係るものにあつては、事業係長）	
区民部	市 民 窓 口 課	記 録 係 長
	市 民 税 課	市 民 税 係 長
	固 定 資 産 税 課	土 地 係 長

に改め、同表

	納 税 課	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長
--	-------	---------------------

東山区役所の項中

区民部	総 務 課	庶 務 係 長
	まちづくり推進課	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長
	市 民 窓 口 課	記 録 係 長
	課 税 課	市 民 税 係 長
	納 税 課	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長

を

	地 域 力 推 進 室	庶務係長 (区長が別に定める事務に係るものにあつては, 事業係長)
区民部	市 民 窓 口 課	記 録 係 長
	課 税 課	市 民 税 係 長
	納 税 課	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長

に改め, 同表

右京区役所の項中

	総 務 課	庶 務 係 長
	まちづくり推進課	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長

区民部	市民窓口課	記録係長
	市民税課	市民税係長
	固定資産税課	土地係長
	納税課	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長

を

	地域力推進室	庶務係長(区長が別に定める事務に係るものにあつては、事業係長)
区民部	市民窓口課	記録係長
	市民税課	市民税係長
	固定資産税課	土地係長
	納税課	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長

に改め、同表

西京区役所洛西支所及び伏見区役所深草支所の項及び伏見区役所醍醐支所の項中

区民部	総務課	庶務係長
	まちづくり推進課	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長
	市民窓口課	記録係長
	課税課	市民税係長
	納税課	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長

を

地域力推進室		庶務係長(担当区長が別に定める事務に係るものにあつては, 事業係長)
区民部	市民窓口課	記録係長
	課税課	市民税係長
	納税課	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長

に改め, 同表

消防局の項中	防災危機管理室	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長
--------	---------	---------------------

を削り, 同表市会事務局の項中「政務調査課」を「調査課」に改め, 同表教育委員会事務局の項中「及び凌風小中学校開設準備室」を削り, 「調査課調査学事係長」を「調査学事係

長」に改め,

学校指導課	企画係長
-------	------

を

学校指導課及び東山泉小中学校教育企画推進室	学校指導課企画係長
-----------------------	-----------

に改め, 同表教育委員会

の所管に属する教育機関の項中「東山区南部小中一貫校開設準備室」を「東山泉小中学校開設準備室」に, 「学校統合推進室計画課計画係長」を「学校統合推進室計画係長」に改める。

附 則

この規則は, 平成24年4月1日から施行する。

(会計室)